

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 平成30年10月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 平成30年10月 9日
3. 開会の日 平成30年10月19日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 7名 蛭子 一 委員・大坂 秀美 委員
谷川 英昭 委員・稲田 直樹 委員
宮本 政文 委員・吉井 繁信 委員
池田 香代子 委員
8. 欠席委員数及び氏名 1名 石川 浩 委員
9. 通知した会議の目的たる事項
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 2件
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
宮崎 輝雄 (株)富士不動産 (代) 山本 典子
鶴谷 保夫 柴村 賢喜
- 議案第2号 その他
10. 開 会 午前 9時43分
11. 閉 会 午前10時05分

午前9時43分 開会

○蛭子会長 ただいまから定例農業委員会を開会いたします。

石川先生が欠席ということです。御報告申し上げておきます。

それから、議事録署名人につきましては、吉井さんと池田さん、よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案から、事務局のほうから御説明いたします。

○事務局 では、失礼します。

第1号議案でございます。第5条の申請になります。

済いません、ちょっと私の手違いで、申請のところの「(貸人)」、「(借人)」のところは二重線で消しておいてください。括弧書きのやつです。

それでは、第1号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請ということで、1つ目が、農業委員会、受け付け平成30年10月1日、所在地については大字東分、地目上、台帳、田、現況も田ということで、面積が998平米、譲渡人のほうが宇多津町大字東分、●●●●様、譲受人のほうが善通寺市仙遊町、株式会社●●不動産、代表●●●●さんで、所有権移転ということになります。地図については2ページが位置図で、3ページが詳細図になります。

内容としましては、2階建ての3棟の分譲住宅を予定されとるようでございます。

一応、同意という分に関しては公共の、うちの様式でなく境界確定の同意ということで、何遍もとれないということなので、それはもう基本的には要らない話、2,000平米以下なので要らないんですけども、一応前にもろうとるからそれをコピーしてつけてくれということで、つけていただいております。それで各農業委員、香川用水全てにおいて、判はいただいて、地元水利もいただいております。

以上です。

○蛭子会長 事務局のほうから今御説明がございました。なお、地元の方のほう、何か。

○稲田委員 1回私が行ったんです。隣が私のハウスなんで、隣接ということで行ったんですけども、高齢ということで田もそんなにつくってないという状態で、ここの輝雄さんのところは南側に農道があるんですけども、ここを何とかしてくれと言うて、草を刈るのも大変やという話は常々聞いてたんですけども、この開発のときに農道も一緒に舗装して整備するということでした。水利とかは問題ないところです。

○蛭子会長 ありがとうございます。

それでは、皆さんのほうで何か御意見がありましたら。

○谷川委員 いや、もう結構です。それで、農道はもうコンクリを打つてもろうとるな、これは。間違いなく打つとるわな。

○宮本委員 ちょっと補足説明させてもらいますわ。

1年ほど前に、ここは出るときに、1年ほど前なんですけど、ちょっと私も相談を受けて、要は町が資材は生コン代だからあれしますよ、あとは地元負担でやってね。それまではちょっと確認してるということで、この周辺の地権者3人ほどがいろいろ調査したり動いたりしたんですけど、ほんでそのうちの1人が●●さんだったんですけど、●●さん自身ももうこういう農道で、そしたら皆さんで何とかしようかねというところで動いたんですけど、結局この土地の開発に便乗した形で農道も整備して、それで業者さんのほうがそれは無償でやったんだけど、材料は多分町のほうへ申請で出てくるとは思いますけど、そういう運びにはなってるというふうには聞き及んでおります。

○事務局 基本的には、業者がやる分に関してはうちは出せないんで、地元水利がやる分に関しては出し……。

○宮本委員 そしたら、どういうことですか。水利が、ちょっとごめんなさい、参考に聞いときますが、水利ということは地元の役員さん、地権者の人が人力でやって、それには支払を出せますよ。例えば、それで考えると、地元の水利はお金を出して、お金を出して。

○事務局 だけん、そこはやり方なのであれなんですけど、ただ基本的に業者側に言うか、宅地開発に絡んでやる分に対しては、もう地元水利のほうで多分お願い、前のときでも一緒ですけども、お願いしてもできん分は、ここの農道はその業者に舗装してねということで、ほんだけえ今の●●さんのところの。

○宮本委員 ソーラーのところの話ですね。

○事務局 そうです。ソーラーのところもそうですし。ソーラーのところは違うんです。

○宮本委員 あれは違うんですか。

○事務局 あれは、コンクリート代は津の郷に一遍お払いして。

○宮本委員 そうなんでしょう。

○事務局 はい。ほんで、逆に佐藤さんのところの部分に関しては農道部分、途中後ろをちょっとしていただいとるんですけど、それに関しては代金は払ってません。

○宮本委員 ごめんなさい、もう一度確認。そしたら地元でやる場合、それは地元が費用

を負担して、いわゆるこの工事費を負担して材料は町にもらうと、こういうのは可能なんですか。

○事務局 そうです、そのとおりです、はい。それは可能です。

○宮本委員 わかりました。

○事務局 はい、はい。

○事務局 原則のほうから言うたら、農道は町としては舗装しないということですか。

それで今言うたのは、地元のほうでどうしても管理上を含めてやりたいということであれば、条件をつけてそんな形でお金を出ささせていただきようという状況があります。

○宮本委員 ちなみに、●が7年前に役員をしたときに、地元の役員が、七、八人が出て、草刈りから全部やって、それで泥を運んで、材料は町からいただいて、たまたまうちの地元の業者さんがおったんで、その人に頼んでこうやっていただいたというのは、そういういろんな、みんなですできるだけコストを抑えて、そういうやり方もありますんで、ちょっとそういう意味でお聞きしました。わかりました、はい、はい。

○蛭子会長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 そしたら、まず議案書どおり処理するという事でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 そしたら、議案の番号第2番。

○事務局 第1号議案の2番ということで、受け付けが平成30年10月5日ということで、所在地が新開、地目的に台帳、田、現況も田ということで、面積が14平米、譲渡人のほうが宇多津町、●●●●様、譲受人のほうが宇多津町、●●●●さんということで、所有権移転ということで、これは4ページが位置図で、5ページの部分の三角地はもう死に地というか、もう農地としては使っていない状態で、ほんならこの中に農道もあるということで、今農道のほうの廃止の手続も一緒にして、ちょうどこの道路ができたことによって寸断された部分でございますので、隣の●●さんに貸し付けるげな話でございます。逆に言うたら、自動車屋の駐車場がないんで、駐車場をつくりたいということでございます。

一応、本当は香川用水のお金は取らにゃいかんのですけれども、地籍的にチェックをかけるところなので、現時点の台帳以上に、こっち側の道路を挟んで反対側、駐車場の横

のところ、これがもともとの続きの農地なんで、こっちで面積がもうクリアされておりました。だけえ、もう香川用水の分は今度こっちの分が開発になったときに取れるというか、面積をオーバーしてるので、今回は香川用水はなしということで取り扱いをしております。これももう4メートル以上なんで、隣接同意はなし、道路を挟んでの隣接同意はなしで、周りにはもう全部宅地化されておりますので、それは出てきておりません。

○蛭子会長 その横はあれか、●●さんのところの土地か。

○事務局 はい。

○蛭子会長 ほんなら、●●さんがそれを、三角地を買うということですか。

○事務局 そうですね。ほんだけえ、この●●さんというて車屋さんに駐車場として貸すらしいんで。

○谷川委員 ほんなら、これは息子やの、のう。

○谷川委員 うん。

○谷川委員 そうか、ここにそれじゃけんこういうのをつくったんが残ったんやのう。

○事務局 そうそう、道を寸断してここが残って、その中に一緒に農道もおるんやけど、農道もということで一緒に整備しております。

○谷川委員 ほんだけん、これだったらあんたのところの香川用水はもうあんたのほうで、町のほうで、こっちのほうで入れるのはもうわかっかって、ほんで構わんが。

○事務局 あと、併用地として宅地ということで365.46平米と、地先の農道で7.90平米を併用地として使うということになるろうかと思えます。一応、隣の事務所、平家建てが45.42、それから作業所が同じく平家1棟の69.73ということで、それと一緒に使うということになっております。

以上でございます。

○蛭子会長 そしたら、地元のほう、何か。

○谷川委員 これは地元というてうちに話は聞いとりますから、もう結構ですわ、これは。

○蛭子会長 ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 そしたら、御意見がございませんでしたら、議案どおりで処理していくとい

うことよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 ありがとうございます。

○蛭子会長 それでは、以上をもちまして議案の関係、農業委員会定例会はこれで解散します。ありがとうございました。

午前10時05分 閉会